

高崎都市計画特別用途地区（大規模集客施設制限地区）
の変更（高崎市決定）

高崎都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別業務地区	約 189ha	<p>建築してはならない建築物：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（自動車修理工場を除く。） 2. 建築基準法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げるもの（（り）項第4号に該当するものうちガソリンスタンドを除く。） 3. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4. 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 5. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
大規模集客施設制限地区	約 407ha	<p>建築してはならない建築物：</p> <p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

[特別用途地区]

理 由 書

本市では、中心市街地の活性化並びに効率的な公共投資による都市施設の整備を推進し、市街地の形成を図るため、各種都市機能の郊外への拡散立地を抑制し、秩序ある土地利用の誘導を行ってきた。

こうした方針のもと、広域的な都市構造に影響を与える大型集客施設の立地と中心市街地活性化基本計画との整合性を図るため、市内すべての準工業地域において、特別用途地区を定めることにより、大規模集客施設の立地制限を行ってきた。

そのようなことから、スマートインターチェンジ周辺工業団地地区の一部について、用途地域を準工業地域へ指定するにあたり、これまでと同様に特別用途地区の大規模集客施設制限地区を定める。

特別用途地区 新旧対照表

参考

変更前			変更後		
種類	面積	備考	種類	面積	備考
特別業務地区	約 189 ha	<p>建築してはならない建築物：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（自動車修理工場を除く） 2. 建築基準法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げるもの（（り）項第4号に該当するもののうちガソリンスタンドを除く。） 3. 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4. 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 5. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 	同 左	同 左	同 左
大規模集客施設制限地区	約 387 ha	<p>建築してはならない建築物：</p> <p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの</p>	同 左	約 407 ha	同 左

高崎都市計画 特別用途地区の変更

総括図

1 : 25,000



既決定特別用途地区：

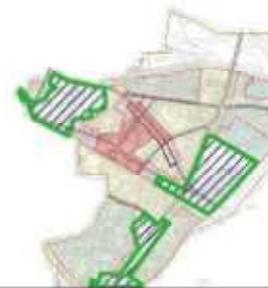
-  特別業務地区 (約 189ha)
-  大規模集客施設制限地区 (約 387ha)

-  第一種低層住居専用地域
-  第一種中高層住居専用地域
-  第二種中高層住居専用地域
-  第一種住居地域
-  第二種住居地域
-  準住居地域
-  近隣商業地域
-  商業地域(容積率400%)
-  商業地域(容積率600%)
-  準工業地域
-  工業地域
-  工業専用地域
-  防火・準防火地域
-  特別用途地区(特別業務地区)
-  特別用途地区(大規模集客施設制限地区)
-  地区計画区域
-  土地区画整理事業区域

-  都市計画区域
-  市街化区域
-  都市計画河川
-  公園・緑地・墓園
-  風致地区

今回変更される地区

地区名	種類	面積
スマートIC周辺工業団地地区	特別用途地区 (大規模集客施設制限地区)	約 20.3ha



高崎都市計画 特別用途地区の変更

計 画 図

1:2,500



- | 測 点 | 境 界 |
|-----|---------------------------|
| ①～② | 国道354号 道路端界 |
| ②～③ | 道路端界 (G382号線・G386号線)、一部町界 |
| ③～④ | 筆 界 |
| ④～⑤ | 道路端界 (G380号線)、一部筆界 |
| ⑤～⑥ | 東部幹線、東毛広域幹線道路、関越道等の道路端界 |
| ⑥～⑦ | スマートIC 道路端界 |
| ⑦～⑧ | 道路端界 (G343号線) |
| ⑧～⑨ | 筆界 |
| ⑨～① | 地形地物界 (河川) |

- | | |
|--|----------------|
| | 特別用途地区(建設業務地区) |
| | 特別用途地区(特別業務地区) |
| | 第一種低層住居専用地域 |
| | 第一種中高層住居専用地域 |
| | 第二種中高層住居専用地域 |
| | 第一種住居地域 |
| | 第二種住居地域 |
| | 準住居地域 |
| | 近隣商業地域 |
| | 商業地域(容積率400%) |
| | 商業地域(容積率600%) |
| | 準工業地域 |
| | 工業地域 |
| | 工業専用地域 |
| | 公園 |

